

迅 速な対応が必要とされるコロナ対策の給付措置だが、特別定額給付金をはじめ、わが国政府のデジタル対応の遅れが白日の下にさらされた。そこで菅政権は、デジタル庁の創設を目玉とするデジタル改革関連法案を5月に異例のスピードで成立させた。デジタル敗戦（これは民間も含めての話）を取り返すべく、ようやく動き始めたということだ。筆者は、内閣官房の「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」にメンバーとして参加した。議論の多くは法律に書き込まれたが、改善点と今後の課題を述べてみたい。

第1点目は、マイナンバーを活用した所得情報とコロナ給付などの情報連携が可能になったということだ。世間には誤解があるが、特別定額給付金は「社会保障給付ではない」という理由で、マイナンバーは一切活用できなかった。申請時の本人確認のためにマイナンバーカードが一部活用されただけである。

今回、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」によって、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの、②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものの2つを「特定公的給付」とし、社会保障以外の支給についてマイナンバーの活用が可能とされたのである。

第2点目は、預貯金口座へのマイナンバーの付番で、2段階にわたって実施される。

第1段階は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」により、希望者において、マイナポータル及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにするもので、緊急時の給付金や児童手当

などの公金給付に、登録した口座の利用が可能となる。国民にとって公金受取りの話なので、抵抗が少ない。

第2段階は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」による。本人の同意を前提とし、1度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みの創設である。相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みで、預金保険

機構を活用して、広く既存の口座にも付番していく。金融機関は、預貯金者に口座付番のメリットや必要性、さらには付番への懸念に対して説明をきちんと行い、登録者を増やしていく必要がある。口座付番が進まなければ、次の段階として、預貯金者への義務づけも必要になるだろう。

この法整備を基に、コロナ対策として住民税非課税の子育て世帯に、子ども1人当たり5万円の給付金が支給されるが、児童手当や

児童扶養手当の受給者については、「本人の申請を待たずに」給付される。欧米で広く行われている「プッシュ型」の給付が、わが国でようやく始まる。いまだ決定的に遅れているのは、税務当局や社会保障官庁と国民を直接つなげるシステムができていないことだ。欧米では、国民が政府のホームページに直接アクセスして各種サービスの申請などができるよう工夫されており、わが国もそうすべきだ。

今回、マイナンバー制度の目的である、公平な課税と効果的・効率的な社会保障給付を行う条件が整った。法学者の中には、税務情報を社会保障給付につなげることに守秘義務の問題を指摘する声もあるが、必要ならば立法措置をして対応する前向きな発想がデジタル新時代には求められる。

東京財団政策研究所研究主幹
森信茂樹

税制之理

連載

第
172
回

新たな番号制度の下で
プッシュ型給付が始まる